

平成30年度 第1回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会議事録（概要版）

1 日 時 平成30年4月5日（木） 14時00分～15時00分

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 波岡 和昭 ((株)街NAM I 代表取締役)  
特別委員 島野 治人 ((株)根室市観光開発公社専務取締役)  
特別委員 鈴木 恵子 (鈴木徹建築設計室 一級建築士)  
特別委員 富山 和也 (北見工業大学地域未来デザイン工学科 助教)  
特別委員 金子 ゆかり (有)金子設計事務所 一級建築士)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長 中上 貴恵  
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長 相樂 祐介  
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任 森越 愛

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「札内ショッピングモール」（幕別町）の法第6条第2項（変更）の届出について
- ・ 「サツドラ大樹店」（大樹町）の法第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

(1) 「札内ショッピングモール」の法第6条第2項（変更）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- ・ 駐車台数設定の考え方について

変更後の駐車台数は、営業実績から推測する独自の算出方法による既存店舗に対する台数であり、現時点では、未定店舗が開店しても、駐車台数が不足する事はないと思われるが、今後の店舗形態によっては駐車台数の見直しも検討することを確認。

- ・ 個店の障がい者用駐車スペースの設置について

障がい者用駐車スペースについては、法基準を満たし、また、店舗の運営効率上などの面からも、各小型店舗前に設置しておらず、苦情・要望等は特段無いが、今後、要望等があった場合には、設置を検討することを確認。

- 出入口の整備について

出入口②の構造（右折入出庫可能）については、設置当時の指針に基づき、当時の警察と協議し、全体の交通の流れなどを考えた上で設計されたものであり、今回の警察との協議の中でも変更の指導や相談はなく、現状、交通安全上に特に問題はない状況となっていることを鑑み、今回は、右折入出庫禁止（ご遠慮）の看板の設置は行わないことを確認。

(2) 「サツドラ大樹店」(大樹町) の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- 障がい者駐車スペースについて

当初2台の設置を検討したが、サツドラの全道における運営実績から、障がい者が同時に2台来店されるケースがほとんど無かったため、今回は1台の設置としたが、今後の届出店舗については、審議会での意見を踏まえ、スペースに応じ、1台以上の設置も検討していくことを確認。

- 冬期の雪の堆積場について

駐車場内には、一時的に雪を堆積するものの、ドライバーの視認性が悪くなるような雪山は作らず、出入口付近はきれいに排雪し安全確保に努めるとともに、堆雪場が一杯になる前に計画的に排雪し、必要台数を確保することを確認。

(3) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

## 7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、添付のとおり

## 別 紙

### (答申 札内ショッピングモール)

#### (答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

#### (理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

幕別町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

別 紙

(答申 サツドラ大樹店)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

大樹町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。